

環境と調和のとれた農業生産活動規範について

農林水産省生産局畜産部畜産企画課 畜産環境対策室
川端 和美

1.はじめに

農業生産活動が環境に与える負荷を低減するため、これまで、土づくりを通じ肥料・農薬の使用量を減らす取組を実践する農業者(エコファーマー)の育成や、家畜排せつ物法の遵守を基本とする家畜排せつ物の適正な管理の徹底等の取組が行われてきているが、環境問題に対する国民の関心は近年ますます高まってきており、農業生産に対する理解と支持を得ていくためには、我が国の農業分野においても、環境との調和についてより適切な対応をとっていくことが急務となっている。

こうした状況を踏まえ、平成17年3月25日に閣議決定された食料・農業・農村基本計画(以下、基本計画)において、「我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換することを推進」するとの考え方の下、「農業者が環境保全に向けて最低限取組む

環境と調和のとれた農業生産活動規範

農業は、自然界の物質循環に依存するとともにこれを増進し、また、生産活動を通じて二次的自然環境を形成するなど、本来、環境と調和した産業である。同時に、環境との調和なしには生産活動自体が長期的に継続できない。我が国農業が将来にわたってその役割を果たし、また、社会全体の持続的な発展に貢献していくためには、我が国農業生産全体において、環境との調和のための基本的な取組が着実に実行されていくことが最も大切である。

農業生産活動においては、又はに示される基本的な取組を実行するとともに、毎年、それぞれの生産活動における実行状況について農業者自らが点検を行い、実行が十分でない場合は改善に努めることが重要である。

なお、この規範は、我が国の農業生産活動における実践状況などを踏まえて随時見直しが行われるものである。

べき規範を策定」するとの方針が示されたことに伴い、農林水産省では、「環境と調和のとれた農業生産活動規範(以下環境規範)」を策定した(平成17年3月31日付16生産第8377号生産局長通知)

以下、この環境規範について解説する。

2.環境規範の内容と位置づけについて

環境規範の策定に当たっては、有識者の意見を踏まえるために、家畜の飼養・生産に関する部分について、食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会

家畜の飼養・生産

1 家畜排せつ物法の遵守

家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守する。

2 悪臭・害虫の発生を防止

・低減する取組の励行 家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

3 家畜排せつ物の利活用の推進

循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域条件等に応じた可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。

4 環境関連法令への適切な対応

循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

6 新たな知見

情報の収集 環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (家畜の飼養・生産)

による審議がなされた。一方、環境規範のうち、作物の生産に関する部分については、環境と調和のとれた作物生産の確保に関する懇談会において有識者の意見を踏まえた検討が行われた。

環境規範については、全ての農業者が最低限取り組むべきとの考え方から、環境と調和するために重要かつ基本的な取組を明確にし、これを農業者自らが実行、点検することにより、必要に応じて生産活動の内容の改善に役立てるものとして検討が進められた結果、参考1に示すとおり、既存法令への適切な対応や悪臭低減のための畜舎清掃の励行など、既に多くの畜産農家が実践している環境配慮上の一般的で欠かせない取組を整理したのものとなっており、水質汚濁、悪臭、廃棄物、地球温暖化問題など環境問題への対応や、循環型社会構築への貢献にとって欠かせない取り組みが含まれている。

環境規範は、基本計画において、「規範を策定し、平成17年度より可能なものから、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととする(クロス・コンプライアンス)」としており、今後、農林水産省が実施する各種支援策の対象要件として、環境規範の実践を求め、広く農業者に普及を図ることとしている。なお、「バイオマスの環づくり交付金」では17年度から既に要件化されており、家畜排せつ物処理施設を整備する場合には、「事業実施後速やかに受益農家が農業環境規範を実践することが確実と見込まれること」が要件となっている。

3.環境規範の実践について

環境規範は、農業者自らが実行し、その実行状況の点検を行うことを基本としている。

具体的には、環境規範に掲げた基本的な取組に関する過去一年間の実行状況を、農業者が毎年点検する仕組みとなっており、参考2に示す点検シートに記載されている点検方法及び取組(例)を参考にして、自らシートの記入を行うことになっている。点検の結果、実行が十分でない点等が明らかになった場合は、その改善に努めることが重要である。

環境規範の実践にあたっては、家畜の飼養形態や飼

【点検の方法】

毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。)
 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らがを行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレシカ印を付します。
 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
 作成した点検シートは、次回の点検まで保存します。

	チェック欄
1 家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法(例:家畜排せつ物法)を遵守する。	<input type="checkbox"/>
2 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行 家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。	<input type="checkbox"/>
3 家畜排せつ物の利活用の推進 循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的条件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。	<input type="checkbox"/>
4 環境関連法令への適切な対応 循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の産業物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。	<input type="checkbox"/>
5 エネルギーの削減 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や購入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費がないよう努める。	<input type="checkbox"/>
6 新たな知見・情報の収集 環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対応に必要な情報の収集に努める。	<input type="checkbox"/>

【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】

点検日 年 月 日
点検者 印

参考2 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート (家畜の飼養・生産)

養規模、地域の自然条件や社会条件など個々の経営を取り巻く状況等で、様々なケースが考えられるため、点検の際の判断が農業者自らにゆだねられている形となっている。実際の点検の判断の際に参考となる環境規範の考え方と取組例等が、「環境と調和のとれた農業生産活動規範(家畜の飼養・生産)点検活動の手引き(以下、「手引き」)」(ホームページ上で公開 <http://www.maff.go.jp/chikukan/5.codetebiki.pdf>)で示されているので参考にしたい。

また、環境規範を広く周知し、積極的に実践していただくため、今般、農業者の方を対象に環境規範のパンフレットを配布することとなった(参考3)。本パンフレットは、環境規範の内容とその6つの取組についてわかりやすくまとめ、実際の点検活動にも使ってもらえるよう、最終ページに点検シートが印刷されている。本パンフレットについても、是非ご活用頂きたい。

4.おわりに

環境規範の実践は、環境との調和のほか、畜産経営の健全かつ持続的な発展のために重要な意義をもつものである。農林水産省では、以上のような取組が、環境にやさしい畜産の実現を図っていく上で大きなステ

ップとなることを期待している。環境規範の具体的な内容のほか畜産環境対策に関する様々な情報については、農林水産省のホームページの中で紹介しているので、是非ご活用頂きたい。

(<http://www.maff.go.jp/chikukan/index.html>)

点検しましょう！ 農業環境規範

～『環境と調和のとれた農業生産活動規範』ができました～

家畜の飼養・生産編




農業環境規範とは？

農業環境規範とは、環境と調和した農業生産活動を行っていく上での基本的なポイントを整理したもので、農業者の皆さんがご自分の営農活動を自己点検する際に使用していただくものです。

さっそく、自分の農作業を点検してみよう!!!



思ったより簡単そうだし...

試しにやってみようかしら...

- ① 最終ページの点検シートを活用して、早速点検しましょう。
- ② 点検シートに記載されている項目の取組が出来ていればチェック欄に印をつけましょう！
- ③ 点検した日付と名前を記入しましょう！
- ④ 次回の点検(1年間後)まで保管しておきましょう。

参考3 環境と調和のとれた農業生産活動規範(家畜の飼養・生産)のパフレット